

議案第五十二号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月十一日

提出者 港 区 長 武 井 雅 昭

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者」を「障害者等」に改める。

第三条第一号中「（以下「地域活動支援センター」という。）において行う相談支援（以下「相談支援」という。）等に関すること。」を「として行う事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 法第五条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）

三 法第五条第八項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）

四 法第五条第十二項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）

第三条第五号中「に關すること。」を削り、同条第六号から第八号までを次のように改める。

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）

七 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十一条に規定する社会生活への適応のために必要な訓練（以下「発達障害者生活訓練」という。）

八 身体機能の向上を図るために実施する訓練（以下「機能訓練」という。）

第三条第九号中「会議室等」を「センター」に改め、「こと」の下に「（以下「施設利用」という。）」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（定員）

第三条の二 短期入所の定員は、七人とする。

第四条を次のように改める。

（施設）

第四条 センターに置く施設は、次のとおりとする。

一 会議室

二 集会室

三 ホール

四 体育室

五 プール

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

センターの事業（施設利用を除く。次条第一項、第七条第一項及び第三項、第十条第二項並びに第二十二條第一項第二号において同じ。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、短期入所は、休業しないものとする。

第五条第一項第一号中「第三条第三号に規定する事業」を「地域活動支援センター事業及び放課後等デイサービス」に、「第一土曜日及び第三土曜日」を「土曜日」に改め、同項第二号中「規定する休日」を「定める休日（以下「国民の祝日」という。）」に改め、同条第二項中「第三条第九号に規定する事業」を「施設利用」に改め、同条第三項中「、休業日」を「、これ」に、「休業日を定める」を「休業する」に改める。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

センターの事業の利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 地域活動支援センター事業、生活介護、就労継続支援及び発達障害者生活訓練 午前九時から午後六時まで
- 二 短期入所 午前零時から午後十二時まで

三 自立訓練及び機能訓練 午前九時から午後五時まで

四 放課後等デイサービス 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める時間

イ 月曜日から金曜日まで 学校の授業の終了後から午後六時まで

ロ 土曜日及び港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第三条の二第一項に規定する休業日 午前九時から午後六時まで

2 センターの施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 会議室、集会室、ホール及び体育室 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める時間

イ 月曜日から土曜日まで 午前九時から午後九時三十分まで

ロ 日曜日及び国民の祝日 午前九時から午後五時まで

二 プール 午前十時から午後五時三十分まで

第七条から第十一条までを次のように改める。

（利用できるものの範囲）

第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 地域活動支援センター事業 次のイからへまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める者

イ 法第五条第十八項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第

五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者

ロ 法第五条第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第

五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等

ハ 法第五条第十九項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「障害者等」という。）並びにその保護者（同法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及びその障害者又はその障害児の介護を行う者

ニ 児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。） 同法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者

ホ 家庭において入浴が困難な障害者等に対し、入浴の介助を実施する支援（以下「入浴支援」という。） 区内に住所を有する障害者等であって、障害の程度が区規則で定める要件に該当するもの

ヘ イからホまでに掲げる事業以外の地域活動支援センター事業 次のいずれかに該当す

る者

(1) 区内に住所を有する障害者等

(2) (1)に掲げる者を保護する者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者等を現に監護するものをいう。以下同じ。）

二 生活介護 次のいずれかに該当する者

イ 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）であつて、法第二十二条第八項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けたもの

ロ 知的障害者福祉法第十五条の四の規定によりセンターの生活介護の措置を受けた知的障害者

三 短期入所 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）又は知的障害者であつて、受給者証の交付を受けたもの

ロ 障害児に係る保護者であつて、受給者証の交付を受けたもの

ハ 身体障害者福祉法第十八条第一項又は知的障害者福祉法第十五条の四の規定によりセンターの短期入所の措置を受けた身体障害者又は知的障害者

二 児童福祉法第二十一条の六の規定によりセンターの短期入所の措置を受けた障害児

四 自立訓練 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者であつて、受給者証の交付を受けたもの

ロ 身体障害者福祉法第十八条第一項の規定によりセンターの自立訓練の措置を受けた身体障害者

五 就労継続支援 次のいずれかに該当する者

イ 知的障害者であつて、受給者証の交付を受けたもの

ロ 知的障害者福祉法第十五条の四の規定によりセンターの就労継続支援の措置を受けた知的障害者

六 放課後等デイサービス 次のいずれかに該当する者

イ 障害児に係る保護者であつて、児童福祉法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証の交付を受けたもの

ロ 児童福祉法第二十一条の六の規定によりセンターの放課後等デイサービスの措置を受けた障害児

七 発達障害者生活訓練及び機能訓練 区内に住所を有する障害者等（発達障害者生活訓練にあつては、障害者に限る。）であつて、障害の程度等が区規則で定める要件に該当するもの

2 センターの施設を利用できるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 会議室、集会室、ホール及び体育室 主な構成員を区内に住所を有する障害者等又はそれらを保護する者とする団体

二 プール 次のいずれかに該当するもの

イ 前号の団体

ロ 区内に住所を有する障害者等であつて、障害の程度等が区規則で定める要件に該当するもの

3 前二項の規定にかかわらず、区長が適当と認めるものは、センターの事業又はセンターの施設を利用することができる。

（利用の契約）

第八条 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援及び放課後等デイサービスを利用しようとする者は、区規則で定めるところにより、利用に関する契約を締結しなければならない。

（利用の承認）

第八条の二 入浴支援及び機能訓練を利用しようとする者並びにセンターの施設を利用しようとするものは、区規則で定めるところによりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けな

ればならない。

2 区長は、前項の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（利用の不承認）

第九条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

二 営利を目的として利用するとき。

三 センターの管理上支障があると認めるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、区長が特に不相当と認めるとき。

（利用料金）

第十条 第八条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。

一 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

二 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事

業に要した費用の額）

三 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

四 生活介護、短期入所、自立訓練及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

五 放課後等デイサービス 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

ロ 児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する費用その他の日

常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

2 前項各号に掲げる事業以外のセンターの事業は、無料とする。

（使用料）

第十一条 センターの施設の使用料は、無料とする。

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「利用者」を「センターの施設の利用の承認を受けたもの」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条の見出し中「変更の禁止」を「変更禁止」に改め、同条中「利用者は、利用を承認された」を「センターの施設の利用の承認を受けたものは、」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（利用承認の取消し等）

第十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第八条の二の規定による利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

三 入浴支援若しくは機能訓練の利用又はセンターの施設の利用に係る要件に該当しなくなつたとき。

四 災害その他の事故により、入浴支援若しくは機能訓練の利用又はセンターの施設の利用ができなくなったとき。

五 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十五条 センターの施設の利用の承認を受けたものは、センターの施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

2 前条の規定により、センターの施設の利用の承認を取り消され、又は利用を停止されるときも同様とする。

第十七条第一号中「及び契約」を削り、同条第三号中「整とん」を「整頓」に改める。

第二十二條第一項第二号中「利用者」を「センターの事業を利用する者又はセンターの施設を利用するもの」に改める。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

（説 明）

児童発達支援センター及び障害者支援ホームの設置に伴い、事業を見直すとともに、利用料金制度を導入するため、本案を提出いたします。